

議案第36号

三朝町営国民宿舎プランナールみささ館長の給与の特例に関する条例の一部改正について

次のとおり三朝町営国民宿舎プランナールみささ館長の給与の特例に関する条例の一部を改正することについて、地方自治法(昭和22年法律第67号)第96条第1項の規定により、本議会の議決を求める。

平成17年3月11日

三朝町長 吉田 秀 光

平成17年3月25日原案可決

三朝町議会議長 藤井 享

三朝町条例第 号

三朝町営国民宿舎プランナールみささ館長の給与の特例に関する条例の一部を改正する条例

三朝町営国民宿舎プランナールみささ館長の給与の特例に関する条例(平成14年三朝町条例第23号)の一部を次のように改正する。

次の表の改正前の欄中下線が引かれた部分(以下「改正部分」という。)に対応する次の表の改正後の欄中下線が引かれた部分(以下「改正後部分」という。)が存在する場合には、当該改正部分を当該改正後部分に改め、改正部分に対応する改正後部分が存在しない場合には、当該改正部分を削り、改正後部分に対応する改正部分が存在しない場合には、当該改正後部分を加える。

改正後	改正前
(館長の給与の額の特例) 第2条 <u>平成17年4月1日から平成18年3月31日までの間</u> (以下「特例期間」という。)における館長の給料月額は、三朝町営国民宿舎プランナールみささ館長の給与及び旅費に関する条例(平成14年三朝町条例第22号)第3条の規定にかかわらず、同条の規定により定められた額	(館長の給与の額の特例) 第2条 <u>平成15年10月1日から平成16年9月30日までの間</u> (以下「特例期間」という。)における館長の給料月額は、三朝町営国民宿舎プランナールみささ館長の給与及び旅費に関する条例(平成14年三朝町条例第22号。 <u>以下「館長給与条例」という。</u> )第3条の規定にか

から当該額に100分の35を乗じて得た額を減じた額（以下「算定基礎額」という。）とする。

2 特例期間における館長の期末手当又は退職手当の額の算出の基礎となる給料月額は、算定基礎額とする。

かわらず、同条の規定により定められた額から当該額に100分の30を乗じて得た額を減じた額とする。ただし、期末手当又は退職手当の額の算出の基礎となる給料月額は、同条の規定により定められた額とする。

2 特例期間における館長の期末手当の額は、館長給与条例第4条の規定にかかわらず、同条の定める額から当該額に100分の30を乗じて得た額（当該額に1円未満の端数が生じたときは、これを切り捨てた額）を減じた額とする。

### 附 則

この条例は、平成17年4月1日から施行する。

前 玉 給	第 五 給
(同給の階の予給の算出) 平成17年4月1日から平成18年3月31日までの間（以下「特例期間」という。）における館長の算出は、同条例第4条第1項第1号の算出方法に、同条例第3条第3項第2号の算出方法を併用する。	(同給の階の予給の算出) 平成17年4月1日から平成18年3月31日までの間（以下「特例期間」という。）における館長の算出は、同条例第4条第1項第1号の算出方法に、同条例第3条第3項第2号の算出方法を併用する。